事 務 連 絡 令和2年6月18日

法科大学院を置く国公私立大学事務局 御中 法科大学院認証評価を実施する認証評価機関

文部科学省高等教育局専門教育課

新型コロナウイルス感染症対策に係る成績評価方法等の 変更について

新型コロナウイルス感染症の対策として、認定法曹養成連携協定(以下「認定協定」という。)で定めた成績評価方法の変更、あるいは、法律基本科目や法曹コースの法律基本科目に相当する科目について論文式試験以外の方法での成績評価を検討されている法科大学院や認定連携法曹基礎課程(以下「法曹コース」という。)もあると承知しています。

このたび、法科大学院や法曹コースにおける成績評価及び既修者認定に関する留意事項について、下記のとおり通知しますので、各法科大学院におかれては、適切に御対応くださるようお願いします。また、令和2年度の法曹養成連携協定の認定に係る申請期限、認定のスケジュール及び認定協定に定めた成績評価方法を変更する際の手続等については、今月中に別途通知する予定です。

法科大学院認証評価を実施する認証評価機関におかれては、令和2年度の法科大学院に おける成績評価及び既修者認定について、本通知の趣旨を十分御理解いただき、柔軟に御対 応くださるようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、あらかじめ学生に示していた 方法や認定協定で定めた方法で成績評価を行うことが困難となった場合、評定を付す方 法から合否のみによる評価方法に変更することや、あらかじめ示していた成績評価基準 を変更することは可能であること。 ただし、法科大学院や法曹コースにおける成績評価については、法科大学院での学修や司法試験に連なる過程として、厳格かつ客観的に学修の成果を評価することが求められてきた趣旨に鑑み、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することが求められること。変更に当たっては、学生に対する丁寧な説明に努めるなど、学生の不利益とならないよう配慮すること。また、早期卒業制度や特別選抜における取扱いについて、認定協定の締結者間において十分に協議すること。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、法科大学院や法曹コースの定期試験を一斉に実施することが困難となった場合、法律基本科目や法曹コースの法律基本科目に相当する科目の成績評価についても、論文式試験以外の方法で実施することは可能であること。また、法学既修者認定試験を一斉に実施することが困難となった場合、論文式試験以外の方法で実施することは可能であること。

ただし、法律基本科目及び法曹コースの法律基本科目に相当する科目の成績評価については、法科大学院での学修及び司法試験に連なる過程として、法的な文書作成能力を評価する観点から論文式試験を課すことが求められてきた趣旨に鑑み、適切な成績評価及び法学既修者認定の手法を選択することが求められること。その際、不正防止対応方策を講じるとともに、学生の不利益とならないよう配慮すること。

## 【別 添】 関係事務連絡等(抜粋)

## 【本件連絡先】

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室 法科大学院係/法学教育担当 畑生,小林,杉里

TEL: 03-5253-4111 (内線 3349)

Mail: sen-ps@mext.go.jp

## 関係事務連絡等 (抜粋)

- 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について (5月22日時点)(令和2年5月22日文部科学省高等教育局大学振興課事務 連絡)抜粋
- 問24 問19の回答において、「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、あらかじめ学生に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、合否のみで評価することは可能か。
- 各大学の判断により、学生に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること(評定を付す方法から合否のみによる評価方法への変更も含む。)は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更に当たっては学生に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。
- 〇 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて (周知)(令和2年6月5日2文科高第238号)抜粋
- 4 学修機会の確保等
- (2) 遠隔授業等の活用
- ③ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。その際、課題の提出や定期試験等の代替として行われるレポートの活用による学習評価等の際の不正防止対応方策を講じていること。